

令和7年度江東きっずクラブ事業(学校外)運営委託事業者募集 回答書

No.	項目	質問事項	回答
1	仕様書 職員配置	江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第10条2に「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」とありますが、常勤2名、臨時2名の配置では有給休暇の取得や急な病欠などの際に体制確保が難しい場合が想定されます。また、学校外児童特有の私立校やインターナショナルスクールへ通う児童が登録する場合には、公立校と長期休暇の時期が異なり学校内児童と比べ1日保育の日数が増え、慢性的な超勤状態に陥ることも想定されますが入会児童数に関わらず職員配置数を増やしていただくことは可能でしょうか。	職員配置数を現行の基準から変更する予定はございません。仕様書P3 ウ 職員の配置に記載の最低職員数は、最低限本施設に従事する人員として確保いただく人数となっております。そのため、これを超える職員を確保・配置いただくことに支障はありませんが、運営委託料を算定するにあたっての基準は入会児童数に対応する最低職員数分となります。
2	仕様書 実施方法	江東きっずクラブ実施要綱第3条(2)にある、運営主任は江東区指定管理を受けた同一法人の児童館長を充てることは可能でしょうか。	公営のきっずクラブを民営化した際には、通常近隣の公営児童館長が運営主任となっており、今回のきっずクラブ塩浜の民営化につきましても本区の職員を運営主任として充てることを予定しております。
3			
4			
5			
6			
7			
8			